

## 国保ヘルスアップモデル事業評価検討会設置要綱

### 1 目的

生活習慣病の予防に重点をおいた健康づくりの推進を図るため、生活習慣病予備軍に対する個別健康支援プログラムの開発、健康づくり事業の実施、事業の分析・評価を行うことを目的とした「国保ヘルスアップモデル事業」を平成14年度から市町村を指定して実施しているところである。

指定市町村における事業の分析・評価を通して国民健康保険の保健事業として有効な個別健康支援プログラムの具体的な手法を取りまとめ、実施マニュアル等を通して全国の市町村に提供することを目的とする。

### 2 検討内容

- (1) 指定市町村の個別健康支援プログラムの評価
- (2) 「個別健康支援プログラム」実施マニュアルの作成  
(「国保ヘルスアップモデル事業」事例集を含む)
- (3) 「個別健康支援プログラム」の普及方策  
(研修プログラム等)

### 3 委員等

- (1) 委員は別紙のとおりとし、うち1名を座長とする。
- (2) 平成15年12月より検討を開始する。
- (3) 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

### 4 その他

- (1) 検討会は、国民健康保険課が国民健康保険中央会の協力を得て開催する。
- (2) 検討会の事務局は、国民健康保険課および国民健康保険中央会が行う。
- (3) この要綱に定めるものの他、検討会の運営に関し必要な事項は、国民健康保険課長が座長と協議のうえ定める。

## 国保ヘルスアップモデル事業評価検討会委員名簿

座長	伊藤 雅治	全国社会保険協会連合会理事長
	大井田 隆	日本大学医学部公衆衛生学教室教授
	櫻井 正人	国民健康保険中央会常務理事
	川口 毅	昭和大学医学部公衆衛生学教室教授
	村山 正博	横浜市スポーツ医科学センター所長
	宮崎美砂子	千葉大学看護学部看護学科教授
	岡山 明	国立循環器病センター循環器病予防検診部部長
	安村 誠司	福島県立医科大学医学部公衆衛生学講座教授
	川久保 清	共立女子大学教授
	麦谷 眞里	厚生労働省老健局老人保健課長
	野村 陽子	厚生労働省健康局総務課保健指導室長
	原 勝則	厚生労働省保険局国民健康保険課長

計 12名

## 第1回・第2回国保ヘルスアップモデル事業評価検討会における主な意見

第1回評価検討会：平成15年12月9日、第2回評価検討会：平成16年2月12日

## 【プログラムの対象となる疾病と対象者】

- 疾病が異なっても、運動は共通に必要なプログラムなので、集団型指導で行なえる。また、生活習慣病に関しては、糖尿や高脂血症をはじめとして重複して罹患もしくはリスクを抱えている人が多いため、入口の部分である生活習慣における問題点等について共通に理解してもらうべきことはある。
- 一方、個別のアドバイスに関しては、個人の生活習慣病を踏まえた上で、さらに各々の弱点を見極めたアドバイスを行なっていく必要がある。特に、食事に関する部分ではこういう視点が必要。

## 【指導方法】

- 事業全体の流れとしては、地域全体を視野に入れた方向性が必要。個人と集団という組み合わせは今の地域が必要としている。
- 1対1対応では効果がなかなか出にくいので、個別+集団指導という方法が良いのでは

## 【評価指標とその測定頻度】

- 個別支援プログラム実施にあたっての負荷を軽減するという観点から、最低限必要な評価指標を絞り込む。
- 評価指標の測定は事業評価という意味だけではなく、プログラム参加者が事業に参加したことによって自分の体の変化状況を確認するためにとるということもある。
- 体重は最も重要な評価指標であり、それ以外にヘモグロビンalcだけでも良いのではという考え方もある。一方健診における異常所見の部分だけを継続的におってはという意見も。
- 生活習慣に関する評価指標では、朝食の摂取状況や歩行時間等も重要なのでは。ただし、生活習慣が改善しても検査値が改善しないと効果があったとは言い難いので、最終的には検査値の改善をみるべきである。
- 指標の測定頻度は、ベースラインは明確に取って、あとは3ヶ月、6ヶ月、1年という間隔で良いのではないかと。
- 事業評価という観点からは、投資費用と値の変化の相関関係を把握することが非常に重要。
- 費用効果はマンパワーも含める。例えば保健師を投入した場合、それに対して効果がいかなる程度であったのかという点も見なければならない。

## 【実施体制】

- コスト削減のためにも、民間のスポーツ施設と連携するなどして、既存資源を活用していく必要がある。

## 【医療費への影響分析について】

- 医療費の集計については、介入群と対照群について入院と外来とを分けたものを1年単位で取る方法が最もやりやすいのではないかと。その際、傷病については、処理が煩雑になるため、医療費総額についてのみみることにする。

## 【その他】

- 健康意識の変化、家族への波及効果等を何らかの形で図りたい。これから指標として取っていくのは難しいが、今後始まるモデル市町村で、地域での意識調査の段階から配慮してもらう必要がある。